

内閣参質一〇四第三号

昭和六十一年一月十七日

内閣総理大臣 中曾根 康弘

参議院議長 木村 睦男 殿

参議院議員黒柳明君提出いわゆる「スパイ防止法案」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員黒柳明君提出いわゆる「スパイ防止法案」に関する質問に対する答弁書

一について

議員提出に係る「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」が前国会において廃案とされた原因については、政府として答弁する限りではない。

二について

国家秘密といわゆる知る権利あるいは情報公開の問題との関係については、種々の議論が存するところであり、国家秘密を保護するための法律の制定に当たっては、この観点からも慎重に検討されるべきものと考ええる。

三について

国民の基本的人権が尊重されるべきことは当然であり、国家秘密を保護するための法律の制

定に当たつては、この観点からも慎重に検討されるべきものと考ええる。

四について

「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」のような国家秘密を保護するための法律の制定に当たつては、国民の十分な理解が得られることが望ましいものと考ええる。